

火災ごみの搬入条件

- 1 渋川地区広域圏内（渋川市、吉岡町、榛東村）の個人住居であることが条件となります。
- 2 店舗併用型個人住居の火災ごみは受け入れます。
※ 会社、店舗、工場、作業場、アパート、社員寮、農業用物置等の個人住居以外の火災ごみは搬入できません。（居住者の家財道具は受け入れできます。）
- 3 消防署の罹災証明書の提示が必要となります。
- 4 火災時に限り受入できる物は次のとおりです。
 - (1) 建築廃材
 - ア 材木等の可燃物
柱状のもの……太さ10cm以下、長さ50cm以下にしたもの
板状のもの……長さ50cm以下にしたもの
 - イ 金属類
平トタン板……120～130cmに折りたたんだもの
 - ※ 瓦、コンクリート、ブロック、サイディング、石膏ボード、グラスウール、アスベスト廃材、灰等の不燃物は受入できませんので、産業廃棄物処理業者へ依頼してください。
 - (2) 家電リサイクル品
エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機及びパソコンは火災にあったことがわかるものに限り受入可能です。
- 5 その他の注意事項は次のとおりです。
 - (1) 可燃性粗大ごみ（タンス等）の受入条件
箱形のもの……巾1.5m以下、奥行き0.6m以下、高さ3.0m以下のもの
 - (2) 不燃性粗大ごみの受入条件
箱形のもの……巾1.2m以下、奥行き1.2m以下、高さ2.0m以下のもの
 - (3) 立木の受入条件
庭木の範囲のみ受入れ……太さ10cm以下、長さ50cm以下にしたもの
 - (4) ガスボンベ等の危険物及び塗料、油、薬品等の内容物のある容器は受入できません。
 - (5) その他搬入基準は各戸配布のゴミ収集カレンダーに準じます。可燃ごみ、不燃ごみを分けて積み込むようにお願いします。
 - (6) 清掃センターに荷下ろしをする際は、搬入誘導員に火災ごみの確認をしてもらい、搬入誘導に従い荷下ろししてください。
- 6 搬入できる時間
午前8時30分から午後4時30分まで（12時から1時までを除く）
※ 午前は12時、午後4時30分に退場できるよう搬入をお願いします。